

対馬観光誘客プロモーション業務委託プロポーザル方式業者選定要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1. 目的

本年7月の政府による「半導体材料の輸出管理の見直し」以降、韓国からの訪日旅行を控える動きにより、対馬への韓国人観光客が急激に減少し、宿泊施設や観光関連事業者に大きな影響が生じている。この影響を少しでも緩和するため、現在実施している「わくわく乗船券」の利用促進に加え対馬市内の宿泊施設利用者に対して、宿泊料金の助成を実施し、この取り組みを長崎県及び福岡都市圏を中心にテレビ媒体をはじめ、各種媒体等を複合的に活用し認知させることで、対馬への誘客促進を図る。

2. 業務の概要

(1) 業務の内容

別添、対馬観光誘客プロモーション業務仕様書のとおり。

(2) 履行期間

契約締結日から令和2年3月10日（火）まで。

(3) 予算額

15,290,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 参加資格

(1) 本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑨の全ての要件をみたしている広告代理店とする。

- ①本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。
- ②過去に、本事業に類似・関連する業務を実施した実績を有していること。
- ③県内企業（県内に本店が登記されている企業、及び個人で県内に店舗等を保有して営業している者をいう。）であること、または県外企業（登記簿上、本社の住所が県外になっている企業をいう。）で、県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。
- ⑥取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- ⑦会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑨国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

4. プロポーザル実施の手続き

(1) スケジュール

①公募開始	令和元年10月4日(金)	
②説明会の開催	令和元年10月7日(月)	16時
③質問書の提出期限	令和元年10月8日(火)	17時必着
④質問に対する回答	令和元年10月9日(水)	ながさき旅ネットに公開
⑤参加表明書の提出期限	令和元年10月10日(木)	15時必着 FAX可
⑥企画提案書の受付期限	令和元年10月18日(金)	15時必着
⑦審査会(プレゼンテーション)	令和元年10月21日(月)	

(2) お問い合わせ先・提出先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟 情報企画部 中原陽一

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1(県庁舎5F)

電話：観光連盟 095-826-9407

FAX：観光連盟 095-824-3087

電子メール nakahara@ngs-kenkanren.com

(3) 説明会の開催

①日時：令和元年10月7日(月)16時00分から

②場所：長崎市尾上町3-1 県庁舎501号会議室

③その他：プロポーザルに参加を希望する者は原則としてこの説明会に出席すること。
説明会への出席者は1事業者あたり2名までとする。

(4) 企画提案書作成等に関する質問の受付

①提出方法

- ・プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書(別紙様式1)をファックスまたは電子メールにより提出すること。
- ・提出先は上記(2)のとおり。
- ・送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

②質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」法人サイトに掲載

③その他

提出期限後の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(5) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和元年10月17日(木)13時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

①提出する書類

ア. プロポーザル参加表明書(別紙様式2)

イ. 同種企画の実績一覧表（別紙様式3）

②提出方法及び提出先

上記（2）の担当窓口あてに持参又は郵送にて提出すること。

③提出期限

令和元年10月10日（木）15時まで（必着） F A X可

（6）企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は、次のとおり作成すること。

①企画提案書

企画提案書は、原則としてA4サイズ横、横書き、左綴じとし、以下の内容を記載すること。
枚数に制限はありませんがカラー印刷とすること。

ア. コンセプトシート

キャンペーン期間が4ヶ月と長期にわたるために、効果的、効率的にキャンペーン内容を一般消費者に訴求する必要があります。そのための情報発信の考え方やコンセプトなど具体的な提案をすること。

イ. テレビCMの素材案

絵コンテを使うなど具体的なイメージができる表現にすること。

ウ. ポスターのデザイン案。

エ. メディアプラン及び出稿スケジュール

- ・テレビCMについては、具体的なテレビ局及び想定GRPまたは本数を局ごとに明記すること。また、選定理由についても明記すること。
- ・獲得可能なテレビパブリシティ等についてわかりやすく明記すること。
- ・その他効果的な媒体についても具体的な媒体名及び選定理由を明記すること。
- ・スケジュールについても可能な限り示すこと。

オ. 業務の実施体制

- ・本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。
また、全体責任者及び各業務の責任者については、年齢、役職を併せて記載すること。

カ. 提案書の表紙には、宛名「（一社）長崎県観光連盟会長」、タイトル「対馬観光誘客プロモーション業務企画提案書」、提出年月日、会社名を記載すること。

②企画提案書は1者1提案のみとする。

③見積書（様式任意）

ア. 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

イ. 当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ. 宛名は一般社団法人長崎県観光連盟 会長 宮脇雅俊とする。

（7）企画提案書の提出

①提出期限 令和元年10月18日（金）15時まで（必着）

②提出方法 持参又は郵送とする。あわせて企画提案書のデータを格納した電子媒体を一部提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

- ③提出先 上記（２）の担当窓口
- ④提出物 企画提案書 ６部
見積書 １部（正本１部）

（８）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。
- ②実施要領に反すると認められる場合。
- ③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

５．その他

- ①企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。
- ②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ③企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ④本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ⑤企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容を同意したものとみなす。
- ⑥プロポーザル参加により、一般社団法人長崎県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- ⑦提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- ⑧委託契約期間のもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱について厳守すること。

６．著作権

- ①参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で一般社団法人長崎県観光連盟に帰属するものとする。
- ②委託業務における著作権は、一般社団法人長崎県観光連盟に帰属するものとします。委託契約期間終了後、一般社団法人長崎県観光連盟が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。

７．受託候補者の選定

（１）審査方法

- ①企画提案書は、一般社団法人長崎県観光連盟が設置する審査委員会において、定められた基準により総合的に評価して順位付けを行い、１位となった参加者を受託候補者に選定する。
- ②審査は、提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。
- ③プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、書類審査で一定数の者を選定し、その中からプレゼンテーション審査を行い、受託候補者を選定する場合がある。

（２）プレゼンテーション審査

- ①日 時：令和元年 10 月 21 日（月）

※時間については参加者の応募状況によって後日通知する。

②場 所：長崎県庁 317 会議室 長崎市尾上町 3-1

③その他 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知する。

- ・スクリーン及びプロジェクターはこちらで準備する。
- ・プレゼンテーションでの説明時間は 1 者あたり 15 分以内とする。
- ・プレゼンテーション後、10 分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションへの参加者は 1 者あたり 3 名までとする。
- ・プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションへの参加、企画提案に要する費用は参加者負担とする。
- ・見積金額が予算額を超えている場合は、審査の対象外とする。

(3) 審査基準

審査は、提案された企画内容等に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この技術審査及び価格審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

総合評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い参加者が 2 者以上あるときは、審査委員会で協議し、受託候補者を決定する。

①技術審査

○企画提案全体のコンセプト及び費用対効果評価	20 点
○テレビCM素材案の評価	20 点
○テレビCM出稿案及びパブリシティの獲得評価	20 点
○ポスターのデザイン	10 点
○その他効果的な媒体の評価	20 点
○実務体制の適格性評価	10 点
技術審査 合計	100 点

②価格審査

○価格審査は 50 点満点とし、次の算式により算出する

$$\text{価格点} = 50 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.1 \div \text{予算額})$$

上記式により数値を算出し、小数点第 1 位まで（小数点第 2 位を四捨五入）

(4) 選定結果は、速やかに文書で通知する。

8. 契約について

(1) 上記 7 の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、一般社団法人長崎県観光連盟と受託候補者が協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、一般社団法人長崎県観光連盟と協議して決定する。

9. 附則

この要領は、令和元年 10 月 4 日から施行し、契約日の翌日にその効力を失う。